

第11期富山県分別収集促進計画

令和7年11月
富 山 県

目 次

1 計画策定の趣旨.....	1
2 基本的方向	3
3 計画の期間	3
4 対象品目.....	3
5 容器包装廃棄物の現状.....	4
6 市町村の分別収集計画策定状況.....	5
7 各年度における市町村別の容器包装廃棄物の排出量の見込み及び当該 排出見込量を合算して得られる量	6
8 各年度において得られる特定分別基準適合物ごとの市町村別の量の 見込み及び当該見込量を合算して得られる各年度における特定分別基準適合物ごとの量	7
(1) 無色のガラス製容器.....	7
(2) 茶色のガラス製容器.....	8
(3) その他のガラス製容器.....	9
(4) その他紙製容器包装.....	10
(5) PETボトル	11
(6) その他プラスチック製容器包装	12
(7) 製品プラスチック	14
9 法第2条第6項に規定する主務省令で定める物について、各年度に おける市町村別の量の見込み及び当該見込量を合算して得られる量	15
(1) スチール製容器包装.....	15
(2) アルミニウム製容器包装.....	16
(3) 飲料用紙容器	17
(4) 段ボール製容器包装	18
10 分別収集の促進のための施策.....	19
(1) 容器包装廃棄物の排出の抑制及び分別収集の促進の意義に関する知識の普及	19
(2) 市町村相互間の情報の交換の促進	19
(3) 計画の進行管理	20
(4) その他の排出の抑制や分別収集の促進に関する事項	20

1 計画策定の趣旨

現代の大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済システムは、私たちの生活様式の多様化や利便性の向上など物質的な豊かさをもたらす一方で、廃棄物の排出量の増加による環境への負荷の増大や最終処分場の残余容量のひっ迫等の深刻な社会問題を招く結果となったほか、資源・エネルギーの需要拡大に伴う資源価格の急騰、将来的な資源・エネルギーの枯渇が問題となっています。

こうした廃棄物問題による環境の危機を克服し、良好な環境を次世代に引き継いでいくためには、廃棄物の排出抑制（Reduce：リデュース）、再使用（Reuse：リユース）、再生利用（Recycle：リサイクル）のいわゆる3R（スリーアール）の推進を図り、環境への負荷が少なく持続的に発展することができる循環型社会を実現することが必要となっています。

このような状況を踏まえ、国においては、家庭から排出されるごみの中で、容積比で約6割、重量比でも約2～3割という大きな割合を占める容器包装廃棄物について、「住民は分別排出、市町村は分別収集、事業者は再商品化」という適切な役割分担のもとで各主体が一体となって削減やリサイクルに取り組む「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という。）」が平成7年6月に制定されました。

法では、分別収集しようとする市町村は3年ごとに5年を1期とする分別収集計画を策定することとされており、それを踏まえて都道府県は分別収集促進計画を策定することとされています。また、法に基づき、平成9年4月からはガラス製容器、PETボトル等を対象に、平成12年4月からはその他紙製容器包装、その他プラスチック製容器包装等に対象が順次拡大され、容器包装廃棄物の分別収集及び再商品化が行われてきました。

こうした中、本県では、「富山県廃棄物処理計画（とやま廃棄物プラン）」に基づき、各主体が連携・協働した3Rの取組みや県民運動を展開するなど、廃棄物の減量化や循環的利用、適正な処理に関する施策の実施、県民や事業者、市町村等の取組みにより、廃棄物の循環的利用等に対して一定の成果を上げています。特に、レジ袋の削減については、マイバッグの持参率が全国トップの高い水準を維持しており、本県の取組みも参考に、令和2年7月からレジ袋の有料化が全国一斉に開始されています。

令和4年3月には「富山県環境基本計画」を改定し、県民、事業者が3Rに取り組むとともに、製品のライフサイクル全般で、カーボンニュートラルに配慮しながらサーキュラーエコノミー（循環経済）へ移行することにより、資源消費の最小化が図られ、良好な環境の維持と持続的な経済・社会の両立を目指すこととしています。さらに令和7年3月に策定した「富山県サーキュラーエコノミー推進ロードマップ」に基づく資源循環の取組みを推進することとします。このほか、令和5年11月に高岡市が「脱炭素先行地域」に選定され、地域経済循環・サーキュラーエコノミーの構築に向けた取組みを進めています。

また、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（以下「プラスチック資源循環法」という。）が令和4年4月1日に施行され、市町村はプラスチック製容器包装に加え、その区域内におけるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び分別収集物の再商品化に必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととされました。これを受け、県内6つの市において、環境大臣・経済産業大臣の認定を受け、令和6年4月から順次プラスチック製品をプラスチック製容器包装と一緒に回収し、製品にリサイクルする取組みを始めています。

富山市においては、一般廃棄物の排出抑制や再生利用の促進、将来世代の負担軽減等や脱炭素社会の

実現に向け、家庭ごみ有料化制度の導入も検討されています。

本計画は、このような状況を踏まえて、本県における市町村別の容器包装廃棄物の排出見込量等を示すとともに、容器包装廃棄物の排出の抑制及び分別収集の促進のために本県が行う施策を明らかにするものです。

2 基本的方向

本計画を実施するにあたっての基本的方向を以下に示します。

- (1) 容器包装廃棄物の3Rの推進
- (2) 市町村における適正かつ効率的な分別収集及び円滑な引渡しの促進
- (3) 県民、事業者、行政（県・市町村）等が相互に理解・連携した取組みによる循環型社会システムの構築

3 計画の期間

本計画の期間は、令和8年4月を始期とする5か年間とし、3年ごとに改定するものとします。

4 対象品目

本計画は、市町村が法第10条の規定に基づき分別収集を実施する表4-1掲載の物を対象とします。

表4-1 対象品目

容器包装廃棄物の種類	本計画において使用する用語
主としてスチール製の容器包装	スチール製容器包装
主としてアルミニウム製の容器包装	アルミニウム製容器包装
主としてガラス製の容器であって、無色のもの	無色のガラス製容器
主としてガラス製の容器であって、茶色のもの	茶色のガラス製容器
主としてガラス製の容器であって、無色又は茶色のもの以外のもの	その他のガラス製容器
主として紙製の容器包装であって、飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	飲料用紙容器
主として段ボール製の容器包装	段ボール製容器包装
主として紙製の容器包装であって、上記以外のもの	その他紙製容器包装
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	PETボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	その他プラスチック製容器包装
上記のうち、白色の発泡スチロール製食品トレイ	白色トレイ
プラスチック資源循環法に基づき分別収集するもの	製品プラスチック

5 容器包装廃棄物の現状

一般廃棄物の中で、容器包装リサイクル法に基づく分別収集実績量の推移は、表 5-1、図 5-1 のとおりです。令和6年度における分別収集量の総計は約1万8千5百トンであり、近年は減少傾向となっています。

表 5-1 富山県における分別収集実績量の推移（単位：トン）

収集品目＼年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
無色のガラス製容器	2,170.01	2,108.18	2,028.19	1,944.26	1,804.73	1,834.84	1,746.97	1,700.35	1,626.39	1,543.36
茶色のガラス製容器	2,414.76	2,302.96	2,148.24	2,095.46	1,943.90	1,846.38	1,786.78	1,721.22	1,649.24	1,589.84
その他のガラス製容器	902.75	932.55	887.68	876.88	911.71	945.29	927.21	908.20	819.19	796.40
その他紙製容器包装	2,056.10	1,964.67	1,896.34	1,851.58	2,203.25	2,066.42	1,593.28	1,699.98	1,698.35	1,505.63
PE Tボトル	1,477.92	1,442.45	1,354.06	1,418.44	1,351.32	1,426.64	1,429.46	1,483.83	1,555.87	1,585.20
その他プラスチック製容器包装	5,136.29	5,107.56	5,153.91	5,235.14	5,248.46	5,486.52	5,457.13	5,284.50	5,455.75	5,354.83
(うち白色トレイ)	41.53	40.47	45.17	40.71	32.85	38.31	43.37	39.45	36.48	33.46
スチール製容器包装	508.52	447.81	423.23	383.14	340.79	323.06	288.35	258.79	234.68	213.37
アルミニウム製容器包装	1,106.67	1,106.83	1,072.80	993.58	900.46	882.13	797.22	783.73	726.30	701.93
飲料用紙容器(紙パック)	126.21	127.21	113.40	111.62	106.50	109.88	94.27	92.97	83.91	82.10
段ボール製容器包装	6,341.75	6,727.89	6,378.46	6,234.36	6,082.20	5,909.50	5,756.55	5,769.42	5,286.72	5,144.07
合計	22,240.98	22,268.11	21,456.31	21,144.46	20,893.32	20,831.38	19,920.59	19,702.99	19,136.39	18,516.73

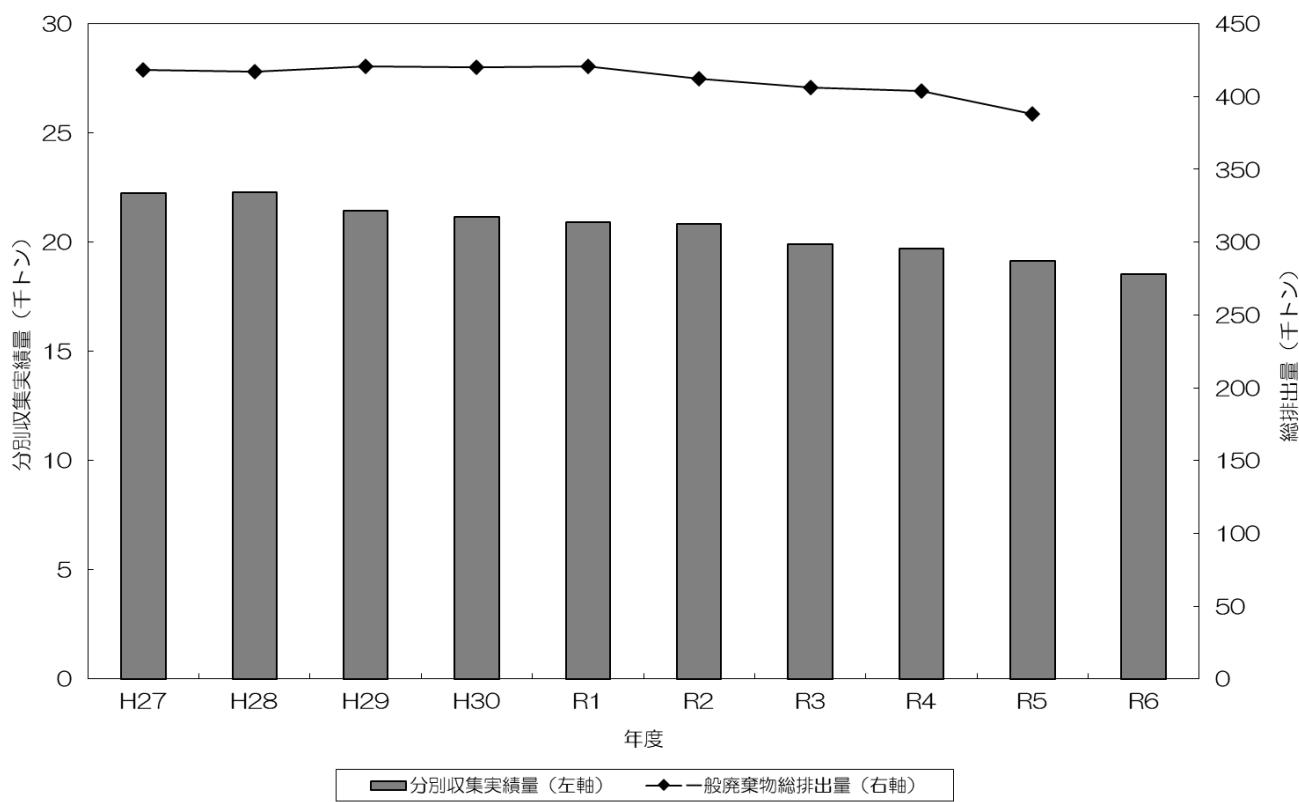


図 5-1 富山県における分別収集実績量の推移

6 市町村の分別収集計画策定状況

法第8条第1項の規定に基づく市町村の分別収集計画は、県内の全市町村^{注1)}で分別収集計画を策定しています。また、計画期間における対象品目ごとの分別収集計画市町村数は、表6-1のとおりです。

表6-1 分別収集計画市町村数

収集品目＼年度	R8	R9	R10	R11	R12
無色のガラス製容器	15	15	15	15	15
茶色のガラス製容器	15	15	15	15	15
その他のガラス製容器	15	15	15	15	15
その他紙製容器包装	15	15	15	15	15
PETボトル	15	15	15	15	15
その他プラスチック製容器包装	15	15	15	15	15
(うち白色トレイ)	4	4	4	4	4
製品プラスチック	14	14	14	14	14
スチール製容器包装	15	15	15	15	15
アルミニウム製容器包装	15	15	15	15	15
飲料用紙容器(紙パック)	15	15	15	15	15
段ボール製容器包装	15	15	15	15	15

注：富山市、滑川市、立山町、上市町、舟橋村については、富山地区広域圏事務組合として策定しています。これ以外の市町では、その自治体単独で策定しています。

7 各年度における市町村別の容器包装廃棄物の排出量の見込み及び当該排出量見込量を合算して得られる量

法第9条第2項第1号に規定する、本県における令和8年度から令和12年度までの市町村別の容器包装廃棄物の排出量の見込み及びそれらの合算量は、次のとおりです。

[単位：トン]

市町村・組合名／年度	R8	R9	R10	R11	R12
高岡市	12,437.0	12,350.0	12,263.0	12,176.0	12,089.0
魚津市	3,359.0	3,316.0	3,274.0	3,232.0	3,190.0
氷見市	3,308.0	3,190.0	3,077.0	2,970.0	2,863.0
黒部市	3,034.5	2,968.6	2,904.8	2,842.8	2,782.5
砺波市	1,001.8	1,008.8	1,015.9	1,023.2	1,030.5
小矢部市	2,411.0	2,335.0	2,321.0	2,222.0	2,179.0
南砺市	3,186.5	3,126.7	3,067.0	3,007.2	2,947.4
射水市	4,825.0	4,800.0	4,772.0	4,680.0	4,463.0
入善町	2,538.0	2,491.0	2,445.0	2,401.0	2,357.0
朝日町	973.1	950.3	927.9	905.9	884.6
富山地区広域圏事務組合	26,708.6	26,557.4	26,404.6	26,252.0	26,100.7
合 計 (A)	63,782.5	63,093.8	62,472.2	61,712.1	60,886.7
再資源化量 (B)	19,393.3	19,272.0	19,147.0	19,018.5	18,880.1
廃棄処分量 ((A) - (B))	44,389.2	43,821.8	43,325.2	42,693.6	42,006.6

8 各年度において得られる特定分別基準適合物ごとの市町村別の量の見込み及び当該見込量を合算して得られる各年度における特定分別基準適合物ごとの量

法第9条第2項第2号に規定する、本県における令和8年度から令和12年度までの市町村別の無色のガラス製容器、茶色のガラス製容器、その他のガラス製容器、その他紙製容器包装、PETボトル及びその他プラスチック製容器包装の量の見込み及びそれらの合算量は次のとおりです。

(1) 無色のガラス製容器

[単位:トン]

市町村・組合名／年度	R8		R9		R10		R11		R12	
高岡市	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)
	0.0	281.0	0.0	279.0	0.0	277.0	0.0	275.0	0.0	273.0
魚津市	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)
	0.0	61.5	0.0	61.0	0.0	60.5	0.0	60.0	0.0	59.5
永見市	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)
	0.0	54.0	0.0	50.0	0.0	47.0	0.0	46.0	0.0	44.0
黒部市	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)
	0.0	41.1	0.0	40.2	0.0	39.4	0.0	38.5	0.0	37.7
砺波市	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)
	0.0	37.7	0.0	38.1	0.0	38.5	0.0	38.9	0.0	39.3
小矢部市	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)
	43.0	0.0	43.0	0.0	42.0	0.0	42.0	0.0	41.0	0.0
南砺市	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)
	0.0	70.3	0.0	69.0	0.0	67.7	0.0	66.3	0.0	65.0
射水市	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)
	88.0	0.0	87.0	0.0	86.0	0.0	85.0	0.0	84.0	0.0
入善町	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)
	35.0	0.0	33.0	0.0	32.0	0.0	30.0	0.0	29.0	0.0
朝日町	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)
	17.6	0.0	17.3	0.0	17.1	0.0	16.9	0.0	16.6	0.0
富山地区広域圏事務組合	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)
	0.0	773.2	0.0	769.0	0.0	764.6	0.0	760.4	0.0	756.2
合計	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)
	1,502.4	1,318.8	180.3	1,306.3	177.1	1,294.7	173.9	1,285.1	170.6	1,274.7

(2) 茶色のガラス製容器

[単位:トン]

市町村・組合名／年度	R8		R9		R10		R11		R12	
高岡市	(合計)									
	(引渡量)	(独自処理量)								
魚津市	276.0	0.0	274.0	0.0	272.0	0.0	271.0	0.0	269.0	0.0
	(合計)	71.0	(合計)	69.0	(合計)	67.0	(合計)	65.0	(合計)	63.0
永見市	(合計)									
	(引渡量)	(独自処理量)								
黒部市	97.0	0.0	94.0	0.0	91.0	0.0	89.0	0.0	86.0	0.0
	(合計)	57.7	(合計)	57.2	(合計)	56.6	(合計)	56.1	(合計)	55.6
砺波市	(合計)									
	(引渡量)	(独自処理量)								
小矢部市	36.2	0.0	36.6	0.0	37.0	0.0	37.3	0.0	37.7	0.0
	(合計)	47.0	(合計)	47.0	(合計)	46.0	(合計)	46.0	(合計)	45.0
南砺市	(合計)									
	(引渡量)	(独自処理量)								
射水市	72.0	0.0	70.7	0.0	69.3	0.0	68.0	0.0	66.6	0.0
	(合計)	99.0	(合計)	99.0	(合計)	98.0	(合計)	96.0	(合計)	95.0
入善町	(合計)									
	(引渡量)	(独自処理量)								
朝日町	54.0	0.0	53.0	0.0	51.0	0.0	49.0	0.0	48.0	0.0
	(合計)	24.5	(合計)	24.1	(合計)	23.8	(合計)	23.5	(合計)	23.1
富山地区広域圏事務組合	(合計)									
	(引渡量)	(独自処理量)								
合計	729.1	0.0	725.0	0.0	720.8	0.0	716.6	0.0	712.4	0.0
	(合計)	1,563.5	(合計)	1,549.6	(合計)	1,532.5	(合計)	1,517.5	(合計)	1,501.4
	(引渡量)	(独自処理量)								
	500.5	1,063.0	497.1	1,052.5	490.8	1,041.7	485.5	1,032.0	480.1	1,021.3

(3) その他のガラス製容器

[単位:トン]

市町村・組合名／年度	R8		R9		R10		R11		R12	
高岡市	(合計)									
	(引渡量)	(独自処理量)								
魚津市	126.0	0.0	125.0	0.0	124.0	0.0	123.0	0.0	122.0	0.0
	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
永見市	33.6		33.4		33.2		33.0		32.8	
	(引渡量)	(独自処理量)								
黒部市	25.0	0.0	24.0	0.0	24.0	0.0	24.0	0.0	24.0	0.0
	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
砺波市	24.3		23.6		23.3		22.6		22.2	
	(引渡量)	(独自処理量)								
小矢部市	0.0	24.3	0.0	23.6	0.0	23.3	0.0	22.6	0.0	22.2
	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
南砺市	12.7		12.9		13.0		13.1		13.3	
	(引渡量)	(独自処理量)								
射水市	0.0	12.7	0.0	12.9	0.0	13.0	0.0	13.1	0.0	13.3
	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
入善町	17.0		17.0		16.0		16.0		16.0	
	(引渡量)	(独自処理量)								
朝日町	17.0	0.0	17.0	0.0	16.0	0.0	16.0	0.0	16.0	0.0
	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
富山地区広域圏事務組合	9.1		8.9		8.8		8.7		8.6	
	(引渡量)	(独自処理量)								
合 計	460.4		457.8		455.2		452.5		449.9	
	(引渡量)	(独自処理量)								
	435.6	24.8	433.2	24.6	430.9	24.3	428.5	24.0	426.3	23.6
	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	797.9		790.8		784.1		778.9		773.1	
	(引渡量)	(独自処理量)								
	669.7	128.2	664.1	126.7	658.7	125.4	655.2	123.7	650.9	122.2

(4) その他紙製容器包装

[単位:トン]

市町村・組合名／年度	R8		R9		R10		R11		R12	
高岡市	(合計)									
	(引渡量)	(独自処理量)								
魚津市	305.0	0.0	303.0	0.0	301.0	0.0	299.0	0.0	297.0	0.0
	(合計)	88.0	(合計)	87.0	(合計)	86.0	(合計)	85.0	(合計)	84.0
永見市	(合計)									
	(引渡量)	(独自処理量)								
黒部市	59.0	0.0	56.0	0.0	54.0	0.0	54.0	0.0	50.0	0.0
	(合計)	33.4	(合計)	33.0	(合計)	32.7	(合計)	32.3	(合計)	32.0
砺波市	(合計)									
	(引渡量)	(独自処理量)								
小矢部市	52.8	0.0	53.3	0.0	53.8	0.0	54.4	0.0	54.9	0.0
	(合計)	40.0	(合計)	40.0	(合計)	40.0	(合計)	39.0	(合計)	38.0
南砺市	(合計)									
	(引渡量)	(独自処理量)								
射水市	71.7	0.0	70.4	0.0	69.0	0.0	67.7	0.0	66.3	0.0
	(合計)	128.0	(合計)	127.0	(合計)	126.0	(合計)	124.0	(合計)	123.0
入善町	(合計)									
	(引渡量)	(独自処理量)								
朝日町	64.0	0.0	64.0	0.0	64.0	0.0	64.0	0.0	64.0	0.0
	(合計)	30.4	(合計)	30.5	(合計)	30.6	(合計)	30.7	(合計)	30.8
富山地区広域圏事務組合	(合計)									
	(引渡量)	(独自処理量)								
合 計	578.4	0.0	574.4	0.0	570.5	0.0	566.6	0.0	562.6	0.0
	(合計)	1,450.7	(合計)	1,438.6	(合計)	1,427.6	(合計)	1,416.7	(合計)	1,402.6
	(引渡量)	(独自処理量)								
	480.3	970.4	478.2	960.4	476.1	951.5	473.1	943.6	470.0	932.6

(5) PETボトル

[単位:トン]

市町村・組合名／年度	R8		R9		R10		R11		R12	
高岡市	(合計)									
	(引渡量)	(独自処理量)								
魚津市	272.0	0.0	270.0	0.0	268.0	0.0	266.0	0.0	265.0	0.0
	(合計)	102.0								
永見市	(合計)									
	(引渡量)	(独自処理量)								
黒部市	149.0	0.0	152.0	0.0	152.0	0.0	156.0	0.0	158.0	0.0
	(合計)	52.3	(合計)	52.7	(合計)	53.0	(合計)	53.2	(合計)	53.5
砺波市	(合計)									
	(引渡量)	(独自処理量)								
小矢部市	14.5	0.0	14.6	0.0	14.8	0.0	14.9	0.0	15.1	0.0
	(合計)	34.0	(合計)	33.0	(合計)	33.0	(合計)	32.0	(合計)	32.0
南砺市	(合計)									
	(引渡量)	(独自処理量)								
射水市	42.2	0.0	41.4	0.0	40.6	0.0	39.8	0.0	39.0	0.0
	(合計)	81.0	(合計)	80.0	(合計)	80.0	(合計)	79.0	(合計)	78.0
入善町	(合計)									
	(引渡量)	(独自処理量)								
朝日町	65.0	0.0	67.0	0.0	68.0	0.0	69.0	0.0	70.0	0.0
	(合計)	28.8	(合計)	29.6	(合計)	30.5	(合計)	31.4	(合計)	32.3
富山地区広域圏事務組合	(合計)									
	(引渡量)	(独自処理量)								
合 計	656.6	0.0	652.8	0.0	648.9	0.0	645.0	0.0	641.3	0.0
	(合計)	1,497.4	(合計)	1,495.1	(合計)	1,490.8	(合計)	1,488.3	(合計)	1,486.2
	(引渡量)	(独自処理量)								
	841.1	656.3	838.4	656.7	835.8	655.0	832.1	656.2	829.7	656.5

(6) その他プラスチック製容器包装

上段数値はその他プラスチック製容器包装の見込量、下段数値はその他プラスチック製容器包装のうち白色トレイのみを分別収集の対象とする場合又はその他プラスチック製容器包装と白色トレイの両方を個別に分別収集する場合の当該白色トレイの見込量

[単位：トン]

市町村・組合名／年度	R8	R9	R10	R11	R12
高岡市	(合計) 1,113.0 (引渡量) 0.0 (独自処理量) 1,113.0	(合計) 1,106.0 (引渡量) 0.0 (独自処理量) 1,106.0	(合計) 1,098.0 (引渡量) 0.0 (独自処理量) 1,098.0	(合計) 1,090.0 (引渡量) 0.0 (独自処理量) 1,090.0	(合計) 1,083.0 (引渡量) 0.0 (独自処理量) 1,083.0
(うち白色トレイ)	(合計) 0.0 (引渡量) 0.0 (独自処理量) 0.0	(合計) 0.0 (引渡量) 0.0 (独自処理量) 0.0	(合計) 0.0 (引渡量) 0.0 (独自処理量) 0.0	(合計) 0.0 (引渡量) 0.0 (独自処理量) 0.0	(合計) 0.0 (引渡量) 0.0 (独自処理量) 0.0
魚津市	(合計) 162.0 (引渡量) 0.0 (独自処理量) 162.0	(合計) 163.0 (引渡量) 0.0 (独自処理量) 163.0	(合計) 164.0 (引渡量) 0.0 (独自処理量) 164.0	(合計) 165.0 (引渡量) 0.0 (独自処理量) 165.0	(合計) 166.0 (引渡量) 0.0 (独自処理量) 166.0
(うち白色トレイ)	(合計) 0.0 (引渡量) 0.0 (独自処理量) 0.0	(合計) 0.0 (引渡量) 0.0 (独自処理量) 0.0	(合計) 0.0 (引渡量) 0.0 (独自処理量) 0.0	(合計) 0.0 (引渡量) 0.0 (独自処理量) 0.0	(合計) 0.0 (引渡量) 0.0 (独自処理量) 0.0
永見市	(合計) 305.0 (引渡量) 284.0 (独自処理量) 21.0	(合計) 296.0 (引渡量) 277.0 (独自処理量) 19.0	(合計) 288.0 (引渡量) 272.0 (独自処理量) 16.0	(合計) 281.0 (引渡量) 265.0 (独自処理量) 16.0	(合計) 271.0 (引渡量) 258.0 (独自処理量) 13.0
(うち白色トレイ)	(合計) 21.0 (引渡量) 0.0 (独自処理量) 21.0	(合計) 19.0 (引渡量) 0.0 (独自処理量) 19.0	(合計) 16.0 (引渡量) 0.0 (独自処理量) 16.0	(合計) 16.0 (引渡量) 0.0 (独自処理量) 16.0	(合計) 13.0 (引渡量) 0.0 (独自処理量) 13.0
黒部市	(合計) 80.4 (引渡量) 80.0 (独自処理量) 0.4	(合計) 80.8 (引渡量) 80.4 (独自処理量) 0.4	(合計) 81.2 (引渡量) 80.8 (独自処理量) 0.4	(合計) 81.5 (引渡量) 81.1 (独自処理量) 0.4	(合計) 81.8 (引渡量) 81.3 (独自処理量) 0.5
(うち白色トレイ)	(合計) 0.4 (引渡量) 0.0 (独自処理量) 0.4	(合計) 0.4 (引渡量) 0.0 (独自処理量) 0.4	(合計) 0.4 (引渡量) 0.0 (独自処理量) 0.4	(合計) 0.4 (引渡量) 0.0 (独自処理量) 0.4	(合計) 0.5 (引渡量) 0.0 (独自処理量) 0.5
砺波市	(合計) 169.5 (引渡量) 169.5 (独自処理量) 0.0	(合計) 171.2 (引渡量) 171.2 (独自処理量) 0.0	(合計) 172.9 (引渡量) 172.9 (独自処理量) 0.0	(合計) 174.6 (引渡量) 174.6 (独自処理量) 0.0	(合計) 176.3 (引渡量) 176.3 (独自処理量) 0.0
(うち白色トレイ)	(合計) 0.6 (引渡量) 0.6 (独自処理量) 0.0	(合計) 0.6 (引渡量) 0.6 (独自処理量) 0.0	(合計) 0.6 (引渡量) 0.6 (独自処理量) 0.0	(合計) 0.6 (引渡量) 0.6 (独自処理量) 0.0	(合計) 0.6 (引渡量) 0.6 (独自処理量) 0.0
小矢部市	(合計) 170.0 (引渡量) 0.0 (独自処理量) 170.0	(合計) 168.0 (引渡量) 0.0 (独自処理量) 168.0	(合計) 166.0 (引渡量) 0.0 (独自処理量) 166.0	(合計) 164.0 (引渡量) 0.0 (独自処理量) 164.0	(合計) 161.0 (引渡量) 0.0 (独自処理量) 161.0
(うち白色トレイ)	(合計) 0.0 (引渡量) 0.0 (独自処理量) 0.0	(合計) 0.0 (引渡量) 0.0 (独自処理量) 0.0	(合計) 0.0 (引渡量) 0.0 (独自処理量) 0.0	(合計) 0.0 (引渡量) 0.0 (独自処理量) 0.0	(合計) 0.0 (引渡量) 0.0 (独自処理量) 0.0

[単位：トン]

市町村・組合名／年度	R8		R9		R10		R11		R12	
南砺市	(合計)									
	(引渡量)	(独自処理量)								
	189.9	2.5	186.3	2.4	182.8	2.4	179.2	2.3	175.7	2.3
(うち白色トレイ)	(合計)									
	(引渡量)	(独自処理量)								
	2.5	2.5	2.4	2.4	2.4	2.4	2.3	2.3	2.3	2.3
射水市	(合計)									
	(引渡量)	(独自処理量)								
	355.0	0.0	355.0	0.0	351.0	0.0	347.0	0.0	343.0	0.0
(うち白色トレイ)	(合計)									
	(引渡量)	(独自処理量)								
	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
入善町	(合計)									
	(引渡量)	(独自処理量)								
	122.0	0.0	123.0	0.0	124.0	0.0	124.0	0.0	125.0	0.0
(うち白色トレイ)	(合計)									
	(引渡量)	(独自処理量)								
	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
朝日町	(合計)									
	(引渡量)	(独自処理量)								
	24.6	0.0	25.9	0.0	27.2	0.0	28.7	0.0	30.2	0.0
(うち白色トレイ)	(合計)									
	(引渡量)	(独自処理量)								
	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
富山地区広域圏事務組合	(合計)									
	(引渡量)	(独自処理量)								
	2,338.2	0.0	2,325.3	0.0	2,312.2	0.0	2,299.2	0.0	2,286.2	0.0
(うち白色トレイ)	(合計)									
	(引渡量)	(独自処理量)								
	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
合 計	(合計)									
	(引渡量)	(独自処理量)								
	5,029.6	4,138.7	5,000.5	4,120.0	4,967.3	4,095.2	4,934.2	4,072.6	4,899.2	4,049.2
(うち白色トレイ)	(合計)									
	(引渡量)	(独自処理量)								
	24.5	23.9	22.4	21.8	19.4	18.8	19.3	18.7	16.4	15.8

(7) 製品プラスチック

プラスチック資源循環法に基づく分別対象物

[単位:トン]

市町村・組合名／年度	R8		R9		R10		R11		R12	
高岡市	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	(引渡量)	571.0	(引渡量)	567.0	(引渡量)	563.0	(引渡量)	559.0	(引渡量)	555.0
魚津市	(引渡量)	0.0	(独自処理量)	571.0	(引渡量)	0.0	(独自処理量)	567.0	(引渡量)	0.0
	(合計)	15.0	(合計)	23.0	(合計)	31.0	(合計)	31.0	(合計)	31.0
氷見市	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	(引渡量)	0.0	(独自処理量)	0.0	(引渡量)	0.0	(独自処理量)	0.0	(引渡量)	0.0
黒部市	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	(引渡量)	4.7	(独自処理量)	0.0	(引渡量)	4.6	(独自処理量)	0.0	(引渡量)	4.5
砺波市	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	(引渡量)	0.0	(独自処理量)	326.4	(引渡量)	0.0	(独自処理量)	329.7	(引渡量)	0.0
小矢部市	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	(引渡量)	0.0	(独自処理量)	47.0	(引渡量)	0.0	(独自処理量)	47.0	(引渡量)	0.0
南砺市	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	(引渡量)	43.9	(独自処理量)	0.0	(引渡量)	43.1	(独自処理量)	0.0	(引渡量)	42.3
射水市	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	(引渡量)	0.0	(独自処理量)	79.0	(引渡量)	0.0	(独自処理量)	79.0	(引渡量)	0.0
入善町	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	(引渡量)	0.0	(独自処理量)	23.0	(引渡量)	0.0	(独自処理量)	23.0	(引渡量)	0.0
朝日町	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	(引渡量)	0.0	(独自処理量)	4.9	(引渡量)	0.0	(独自処理量)	5.2	(引渡量)	0.0
富山地区広域圏事務組合	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	(引渡量)	0.0	(独自処理量)	349.4	(引渡量)	0.0	(独自処理量)	347.4	(引渡量)	0.0
合 計	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	(引渡量)	48.6	(独自処理量)	1,464.3	(引渡量)	47.7	(独自処理量)	1,469.0	(引渡量)	468
	(引渡量)	48.6	(独自処理量)	1,415.7	(引渡量)	1,421.3	(独自処理量)	1,429.1	(引渡量)	1,423.5
	(引渡量)	44.9	(独自処理量)	1,419.2	(引渡量)	45.9	(独自処理量)	1,423.5	(引渡量)	44.9

9 法第2条第6項に規定する主務省令で定める物について、各年度における市町村別の量の見込み及び当該見込量を合算して得られる量

法第9条第2項第3号に規定する、本県における令和8年度から令和12年度までの市町村別のスチール製容器包装、アルミニウム製容器包装、飲料用紙容器及び段ボール製容器包装の量の見込み及びこれらの合算量は、次のとおりです。

(1) スチール製容器包装

[単位：トン]

市町村・組合名／年度	R8	R9	R10	R11	R12
高岡市	52.0	51.0	51.0	51.0	50.0
魚津市	15.0	14.5	14.0	13.5	13.0
氷見市	10.0	9.0	8.0	8.0	7.0
黒部市	9.9	9.6	9.4	9.2	9.0
砺波市	9.3	9.4	9.4	9.5	9.6
小矢部市	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0
南砺市	5.6	5.5	5.4	5.3	5.2
射水市	10.0	10.0	10.0	10.0	9.0
入善町	11.0	10.0	9.0	9.0	8.0
朝日町	5.2	5.1	5.0	4.9	4.9
富山地区広域圏事務組合	72.4	72.2	71.7	71.2	70.7
合 計	205.4	201.3	197.9	196.6	191.4

(2) アルミニウム製容器包装

[単位：トン]

市町村・組合名／年度	R8	R9	R10	R11	R12
高岡市	138.0	137.0	136.0	135.0	134.0
魚津市	64.0	63.0	62.0	61.0	60.0
氷見市	15.0	14.0	13.0	12.0	11.0
黒部市	40.5	39.7	38.8	38.0	37.2
砺波市	3.9	3.9	3.9	3.9	3.9
小矢部市	11.0	11.0	11.0	10.0	10.0
南砺市	19.7	19.3	18.9	18.6	18.2
射水市	23.0	23.0	22.0	22.0	22.0
入善町	48.0	48.0	47.0	47.0	47.0
朝日町	12.7	12.9	13.0	13.2	13.3
富山地区広域圏事務組合	258.9	257.3	255.6	254.1	252.4
合 計	634.7	629.1	621.2	614.8	609.0

(3) 飲料用紙容器

[単位：トン]

市町村・組合名／年度	R8	R9	R10	R11	R12
高岡市	14.0	14.0	14.0	14.0	14.0
魚津市	10.5	10.6	10.7	10.8	10.9
氷見市	15.0	14.0	14.0	13.0	12.0
黒部市	2.9	2.8	2.7	2.7	2.6
砺波市	3.5	3.5	3.6	3.6	3.6
小矢部市	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0
南砺市	2.8	2.8	2.7	2.7	2.6
射水市	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0
入善町	8.0	8.0	8.0	8.0	7.0
朝日町	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
富山地区広域圏事務組合	14.9	14.7	14.7	14.4	14.4
合 計	80.6	79.4	79.4	78.2	76.1

(4) 段ボール製容器包装

[単位：トン]

市町村・組合名／年度	R8	R9	R10	R11	R12
高岡市	922.0	916.0	909.0	903.0	897.0
魚津市	455.0	456.0	457.0	458.0	459.0
氷見市	51.0	46.0	42.0	39.0	35.0
黒部市	164.7	161.1	157.7	154.3	151.0
砺波市	85.6	85.4	85.3	85.1	85.0
小矢部市	56.0	55.0	55.0	54.0	54.0
南砺市	110.8	108.7	106.7	104.6	102.5
射水市	417.0	413.0	409.0	404.0	400.0
入善町	226.0	226.0	226.0	226.0	225.0
朝日町	86.6	87.8	88.9	90.1	91.4
富山地区広域圏事務組合	2,592.1	2,577.0	2,561.9	2,546.8	2,531.8
合 計	5,166.8	5,132.0	5,098.5	5,064.9	5,031.7

法第9条第2項第4号に規定する分別収集の促進の意義に関する知識の普及等、容器包装廃棄物の分別収集の促進のための施策は、国の基本方針や「とやま廃棄物プラン」に基づき、県民、事業者、行政がそれぞれの立場で、また相互に協力して、次のとおり実施するものとします。

(1) 容器包装廃棄物の排出の抑制及び分別収集の促進の意義に関する知識の普及

ア 県民、事業者の協働による3Rの取組みの推進

プラスチック資源循環法の施行（令和4年4月）を踏まえ、プラスチック製の使い捨て容器包装・製品の使用削減などの3Rを推進するため、県民や民間団体などによるごみ減量化や環境美化などの活動に対する必要な支援を行います。

また、「とやまエコ・ストア制度」での資源回収や食品トレイの削減、バイオマストレイ等への転換をより一層促進するため、未登録の事業者に対して登録を呼びかけるとともに、県民には登録店の利用を促します。

さらに、事業者等による資源物の回収拠点を「エコ・ステーション」として認定し、集団回収とともに資源回収を促進します。

イ 環境教育及び環境保全活動の推進

「富山県環境教育等行動計画」（平成29年3月策定）に基づき、幼児、児童向けの環境学習教室の開催など、県民、民間団体、事業者、行政等の主体が連携・協力を図りながら幅広い年齢層に対する環境教育を推進します。

また、県民一人ひとりが循環型社会について理解を深め、環境保全活動への参加を促進するため、わかりやすい啓発資材の作成や「とやま環境フェア」等のイベント開催など、幅広い普及啓発を展開します。

ウ 3Rの成果の「見える化」の推進

レジ袋の無料配布の廃止や「とやまエコ・ストア制度」、「エコ・ステーション認定」など具体的に目に見える取組みによるごみ減量化やリサイクルの成果の公表、事業者による環境報告書の作成・公表など、3Rの成果の可視化を推進します。

エ エコライフスタイル等への転換の推進

ワンウェイプラスチック製容器包装・製品の使用の削減、分別排出の徹底、不法投棄及びポイ捨て防止について、出前講座や啓発資材の配布等の普及啓発や情報発信を行うことにより、プラスチック資源循環に積極的に取り組む意識の醸成を図るとともに、環境や人、社会に配慮した消費行動「エシカル消費」の普及などエコライフスタイルや、環境配慮型の事業活動への転換を呼びかけます。

(2) 市町村相互間の情報の交換の促進

ア 富山県市町村一般廃棄物対策推進協議会等の活用

全県的に容器包装廃棄物の分別収集を推進するため、市町村等で構成する富山県市町村一般廃棄物対策推進協議会等の各種の会議を活用し、市町村職員に対する行政研修や市町村の分別収集の実施状況、再商品化事業者の事業内容、流通ルート、プラスチック資源循環法への対応

の検討状況等の情報交換を行います。

イ 分別収集の実施に関する情報の収集及び提供

容器包装廃棄物の分別収集を推進するため、国、他の都道府県、関係業界等から廃棄物の処理や3R、関係法令の制定・見直しの動向など最新の情報を収集し、適宜、市町村等に提供します。

ウ プラスチック使用製品廃棄物の分別収集、再商品化の促進

プラスチック資源循環法では、プラスチック容器包装廃棄物以外のプラスチック使用製品廃棄物についても分別収集、再商品化する仕組みが定められ、これらを一括して分別収集、再商品化することで市町村の負担軽減が期待できることから、この仕組みづくりについて市町村への情報提供や助言を行います。

(3) 計画の進行管理

法の完全施行後 25 年が経過し、本県における分別収集量が横ばいで推移していることから、第10期計画の施策や市町村の取組みについて、検証と評価を行い、分別収集の促進に向けた効果的な施策を検討することとします。

また、第11期計画の施策や市町村の取組みについては、定期的に進行管理を行い、その効果を検証することとします。

(4) その他の排出の抑制や分別収集の促進に関する事項

ア 廃棄物処理施設整備の促進

容器包装廃棄物を効率的に分別収集するため、市町村等による保管施設等の施設の広域的かつ計画的な整備を促進します。

また、施設整備に当たっては、国の循環型社会形成推進交付金制度の活用が図られるよう、国に対して財政支援の充実を要望するとともに、市町村に対して技術的な助言を行います。

イ 効果的な分別区分及び効率的な収集方法等への技術的支援

容器包装廃棄物の分別区分については、効果的な分別区分を設定するとともに、その収集方法についても、収集・運搬車両の整備、収集頻度等について十分検討のうえ、分別収集の質を一層向上させるほか、効率的な収集方法を採用するよう市町村に対して技術的な助言を行います。

また、市町村により分別収集された容器包装廃棄物については、指定法人等への円滑な引渡しを行うよう併せて助言します。

ウ 拠点回収及び集団回収の促進

スーパーマーケット等の事業者、資源回収業者及び市町村の連携協力を図り、スーパーマーケット等における拠点回収及び住民団体の集団回収による容器包装廃棄物の分別収集を促進します。

エ 事業者による容器包装の排出抑制、資源回収の促進

「とやまエコ・ストア連絡協議会」を中心として、小売業者における過剰包装の抑制を促進するとともに、レジ袋の無料配布廃止や資源物の店頭回収、食品トレイの削減やバイオマストレイ等への転換、詰め替え商品などの環境配慮型商品の販売促進等を図ります。

また、国に対し、小売店と連携した店頭での資源回収などの横展開や広域的・重点的な広報啓発、情報提供、環境教育教材の作成・配布への支援を要望します。

才 行政の事業者、消費者としての環境保全に向けた取組みの率先実行

「新県庁エコプラン＜第5期計画＞」（令和3年3月策定）に基づき、詰め替え可能な商品など環境負荷の少ない製品の調達（グリーン購入）等の取組みを実践するとともに、県民、事業者市町村にも同様の取組みを求めていきます。

【参考資料】

特定分別基準適合物等の量の見込みの算定方法について

「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」の規定により、都道府県分別収集促進計画では、「都道府県の区域内において得られる分別基準適合物について、各年度において得られる特定分別基準適合物ごとの市町村別の量の見込み及び当該見込量を合算して得られる各年度における特定分別基準適合物ごとの量」を定めることとされています。

「各年度において得られる特定分別基準適合物ごとの市町村別の量の見込み」は、各市町村が定めるものであり、「市町村分別収集計画策定の手引き」（環境省作成）に記載されている方法により算定されます。各市町村における算定方法の詳細については、各市町村の分別収集計画をご覧下さい。

【「市町村分別収集計画策定の手引き」（環境省作成）より抜粋】

5-4 特定分別基準適合物等の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量の見込みの算定方法は、容器包装廃棄物の排出量の見込みに分別収集対象人口率及び分別排出率を乗じて算定する方法と、前年度実績量に人口変動率等を乗じて算定する方法等が考えられる。いずれの方法をとるにせよ、実績量との乖離ができるだけ小さくすることを目指して算定する。

(1) 容器包装廃棄物の排出量の見込みを用いた算定方法

特定分別基準適合物等の量の見込みは、容器包装廃棄物の排出量の見込み等を用いると、次に示すような方法で求めることができる。

$$\begin{pmatrix} \text{特定分別基準} \\ \text{適合物等の量} \\ \text{の見込み} \end{pmatrix} = \begin{pmatrix} \text{容器包装廃} \\ \text{棄物の排出量} \\ \text{の見込み} \end{pmatrix} \times [\text{分別収集対象人口率}] \times [\text{分別排出率}]$$

容器包装廃棄物の排出量の見込みは、2で述べたような考え方に基づいて算出される。

この場合に、容器包装廃棄物の排出量は、市町村が関与しない収集ルートによる収集量や排出抑制量（拠点回収、集団回収、自家処理等）、市町村による排出抑制の方策、収集区分・頻度やステーションの設置状況等住民の分別排出に対する便宜の程度、排出者の増減（産業構造、昼間人口の増減、観光客の増減等）等の要因により変動することを踏まえて推定する必要がある。

また、市町村の分別収集の対象又は直接搬入されたごみ排出量以外に集団回収や拠点回収の実態があり、これを市町村関与分として分別収集対象とする場合には、さらにこれらによる収集量を推定して合算する必要がある。

分別収集対象人口率は、総人口に占める分別収集対象人口であり、分別収集を市町村内のどの範囲で実施するかにより変わる。したがって、段階的に対象区域を拡大する場合には、年度により分別収集対象人口率を変えて算定する必要がある。市町村全域を対象とする場合には、分別収集率は100%となる。

分別排出率は、分別収集することとした対象容器包装廃棄物が適正に分別排出される割合であり、分別排出の方法・頻度等分別排出のしやすさや住民に対する啓発活動により変動し得る。住民アンケートの結果や、モニター調査等、参考となる情報があればこれらを活用することになるが、そのような情報がない場合には、今後の広報啓発活動の効果等を見込んだ上で、市町村が独自に設定することになる。

この場合、分別収集を実施している他の市町村等の収集率が得られる場合には、その排出ルールや収集

(2) 直近年度の収集実績を用いた算定方法

既に分別収集を実施しており、直近年度の実績量が分かる場合、以下の方法により、分別基準適合物等の収集量の見込みを算定することができる。

$$\begin{pmatrix} \text{特定分別基準} \\ \text{適合物等の量} \\ \text{の見込み} \end{pmatrix} = \begin{pmatrix} \text{直近年度の特定} \\ \text{分別基準適合物} \\ \text{等の収集実績} \end{pmatrix} \times \text{人口変動率}$$

※人口変動率については、開発地区の状況などを適切に把握し、容器包装廃棄物の量に影響しうる人口動態を適切に見込むことが必要である。

(その他の変動要因による変化率)

収集対象区域が限られていて、段階的に対象区域を拡大する場合には、年度により分別収集対象人口率を考慮して算定する必要がある。市町村全域を対象とする場合には、分別収集対象人口率は100%となる。

さらに工夫が必要となる場合として、ごみ有料化の導入などの排出抑制方策の実施、分別基準適合物等の分別区分の変更、収集頻度の変更、収集方式の変更（ステーション収集から戸別収集への変更）等を行う場合が考えられる。これらの施策を実施する場合にあっては、近隣市町村における先行事例などから、影響度合いを把握しうるのであれば、その変化率を乗じて、算定することが望ましい。